令和元年10月１日から

３歳から５歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が**無償化**されました。

※　0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象です。

※記載の上限額はR8.10月利用分からの適用額です

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○　**幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子ども**の利用料が無償化されました。

- 幼稚園については、月額上限2.8万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月１日から小学校入学前までの3年間です。
  （注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や、償還払いの手続きが必要な場合があります。

○　**０歳から２歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

- さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

（注）年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○　幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象**とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子ども

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、市から**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注）原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○　幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.23万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・利用料】

○　無償化の対象となるためには、**「保育の必要性の認定」を受ける必要**があります。

（注1）保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○　**３歳から５歳までの子どもは月額4.03万円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.57万円まで**の利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○　**認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

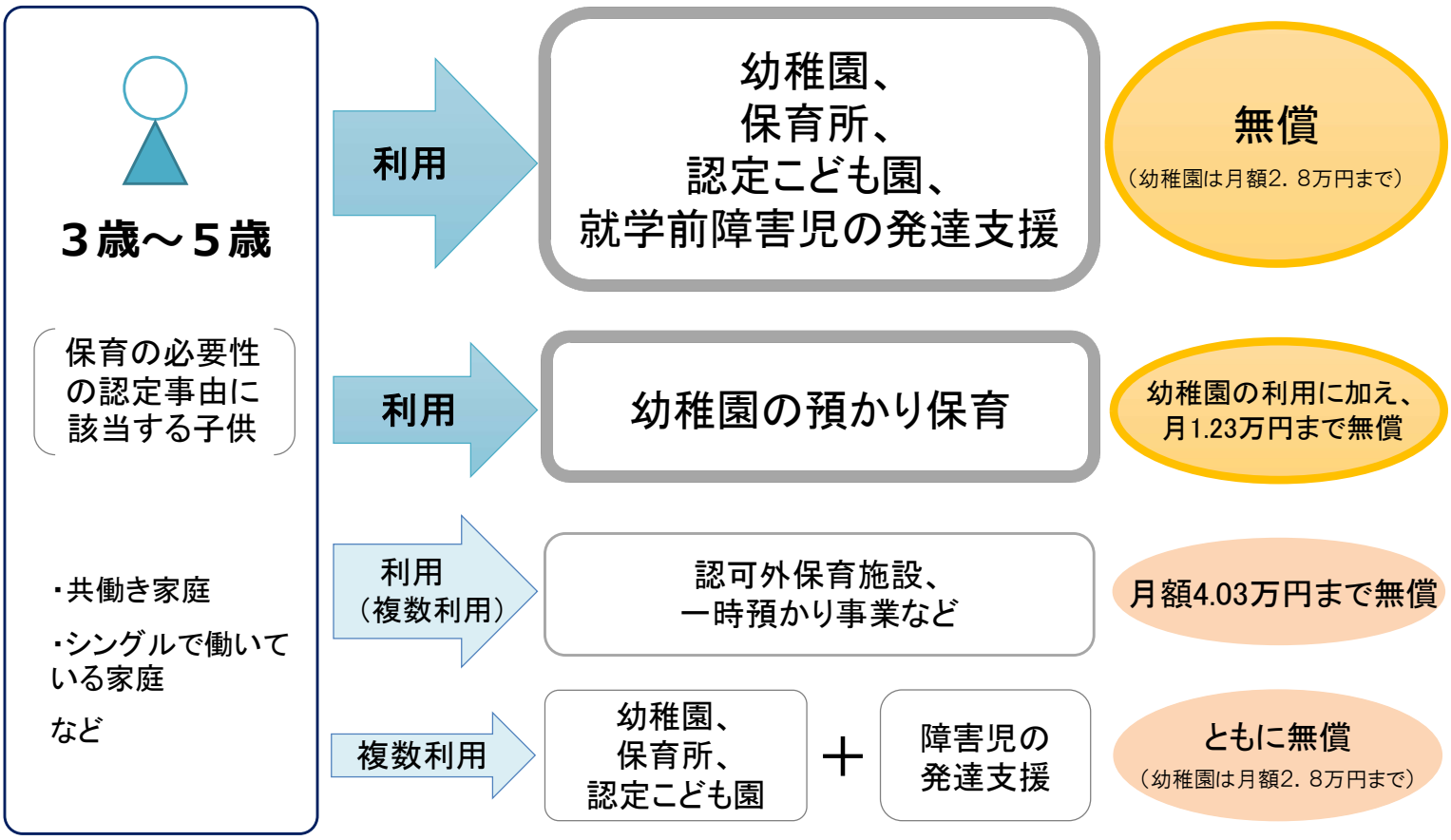
○　**就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、３歳から５歳までの利用料が無償化**されます。

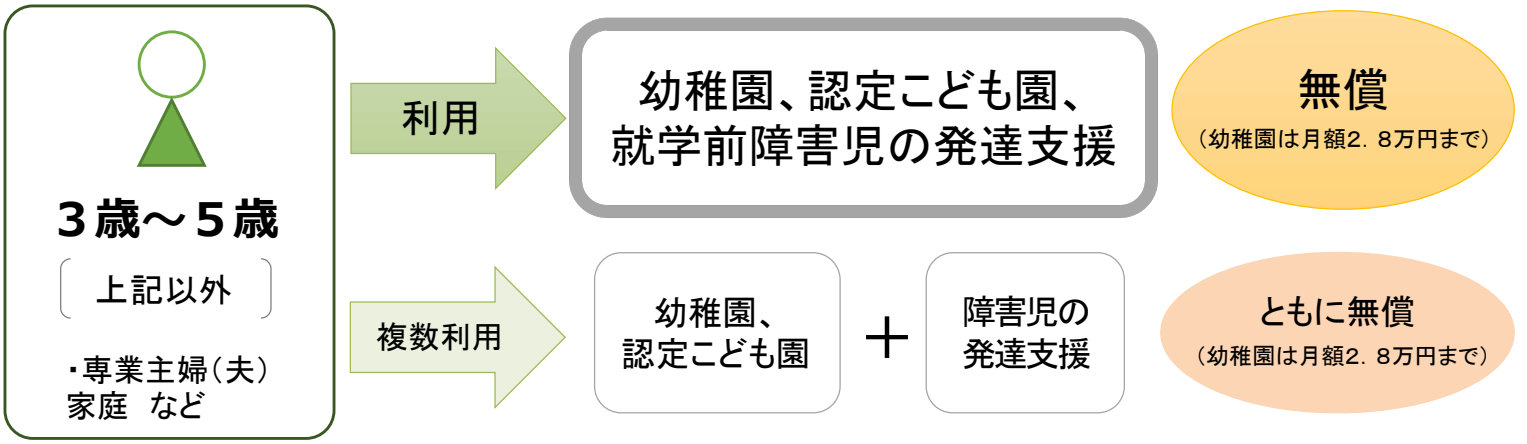
※　今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

問い合わせ先：総社市教育委員会　教育部　こども夢づくり課

TEL:0866-92-8265　　MAIL：ed-kodomo@city.soja.okayama.jp

幼児教育・保育の無償化の主な例





※　住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる（認可外保育施設の場合、月額4．57万円まで無償）。

（注1）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

（注2）認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。

（注3）例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象。